

＜訪問介護＞

サービス内容		保険単位	金額	自己負担額	
				1割	
身体介護	昼間	20分未満	196単位	2,234円	224円
		20分以上30分未満	293単位	3,340円	334円
		30分以上1時間未満	464単位	5,289円	529円
		1時間30分以上 30分を増すごとに680単位に98単位を加算	680単位	7,752円	776円
	早朝 夜間	20分未満	245単位	2,793円	280円
		20分以上30分未満	366単位	4,172円	418円
		30分以上1時間未満	581単位	6,623円	663円
		1時間30分以上 30分を増すごとに851単位に124単位を加算	851単位	9,701円	971円
	深夜	20分未満	294単位	3,351円	336円
		20分以上30分未満	439単位	5,004円	501円
		30分以上1時間未満	697単位	7,945円	795円
		1時間30分以上 30分を増すごとに1021単位に148単位を加算	1,021単位	11,639円	1,164円
生活援助	昼間	20分以上45分未満	215単位	2,451円	246円
		45分以上	264単位	3,009円	301円
	早朝 夜間	20分以上45分未満	269単位	3,066円	307円
		45分以上	330単位	3,762円	377円
	深夜	20分以上45分未満	323単位	3,682円	369円
		45分以上	396単位	4,514円	452円

早朝（午前6時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時）

昼間（午前8時～午後6時） 深夜（午後10時～午前6時）

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

※利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

※要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。

※要介護度が1～5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

※サービス提供責任者に介護職員初任者研修課程修了者を配置する第1号訪問事業所は、上記金額の70/100となります。

※当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で20人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

加算

サービス内容	保険単位	金額	自己負担額
			1割
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問介護加算（1回につき）	100単位	1,140円	114円
<input type="checkbox"/> 初回加算（1月につき）	200単位	2,280円	228円
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算Ⅰ（1月につき）	100単位	1,140円	114円
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算Ⅱ（1月につき）	200単位	2,280円	228円
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算Ⅰ（1日につき）	3単位	34円	4円
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算Ⅱ（1日につき）	4単位	45円	5円

<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算Ⅰ（1月につき）	所定単位数の137/1000
<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の63/1000
<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	所定単位数の21/1000

※緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※初回加算は、新規に訪問介護計画等を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護・第1号訪問事業と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護・第1号訪問事業を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護・第1号訪問事業を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※生活機能向上連携加算とは、訪問リハビリテーション事業所や通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が自宅を訪問する時に、訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行するなどして共同でアセスメントを行い、訪問介護計画書を作成し、その後3か月間理学療法士等と連携して訪問介護を行った場合に加算します。

※認知症専門ケア加算とは、介護保険施設やグループホームにおいて認知症介護で一定の経験を持つ者で、国や自治体が行っている認知症介護指導者研修の修了者である専門の者が介護サービスを行った場合に加算します。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や

資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※地域区分別の単価(1級地 11.40円)を含んでいます。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの区市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

【自費サービス料金表】

サービス内容		金額	
身体介護	昼間	30分	3,762円
		1時間	5,964円
		1時間以上30分を増すごとに3,762円を加算	
	早朝・夜間 ・日曜日 ・年末年始	30分	4,705円
		1時間	7,455円
		1時間以上30分を増すごとに4,705円を加算	
	深夜	30分	5,649円
		1時間	8,933円
		1時間以上30分を増すごとに5,649円を加算	
生活援助	昼間	30分	2,749円
		1時間	3,392円
	早朝・夜間・ 日曜日・ 年末年始	30分	3,447円
		1時間	4,227円
	深夜	30分	4,145円
		1時間	5,088円
	通院介助	1時間あたり	3,870円

早朝（午前6時～午前8時）

昼間（午前8時～午後6時）

夜間（午後6時～午後10時）

深夜（午後10時～午前6時）

■介護員が行なうことのできないこと

- ・医療行為

■介護員と金銭の扱いについて

- ・通帳や印鑑をお預かりすることはありません。
- ・日常生活品等の購入等立替払いの発生が予見される場合は、事前に家族または介護支援専門員の了解を得てから実施します。

■取り消し料（キャンセル料）

- ・利用者の都合でサービスを中止する場合は、取り消し料がかかる場合があります。
- ・サービス利用日の前々日午後5時までに連絡を頂いた場合:無料
- ・サービス利用日の前日午後5時までに連絡を頂いた場合:利用料の30%相当額
- ・サービス利用日の前日午後5時までに連絡を頂けなかった場合:利用料の100%相当額